

稲城市国民保護計画の概要

平成31年3月

1 国民保護計画とは

●計画の目的

稲城市国民保護計画は、武力攻撃や大規模なテロ等が発生した場合に、国の方針に基づき、市が国・都・関係機関との連携し、住民の協力のもと、迅速かつ的確に住民の避難や救援措置を行うために、あらかじめ定めた計画です。計画は、「国民保護法」(平成16年9月施行)に基づき、稲城市国民保護協議会が主体となって作成したものです。

稲城市国民保護協議会

国民の保護のための措置に関する重要事項を審議し、国民保護計画を作成・変更するための諮問機関で、市長を会長とし、都、市、自衛隊、公共機関等の委員から構成されています。

●計画の内容

国民保護計画の内容は、次のとおりです。

第1編 総論

- ・市の責務、計画の位置付け及び構成等
- ・国民保護措置に関する基本方針
- ・関係機関の事務又は業務の大綱等
- ・市の地理的及び社会的特徴
- ・国民保護計画が対象とする事態

第2編 平素からの備え

- ・組織及び体制の整備等
- ・避難、救助及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え
- ・物資及び資材の備蓄、整備
- ・国民保護に関する啓発

第3編 武力攻撃事態等への対処

- ・初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置
- ・市国民保護対策本部の設置等
- ・関係機関相互の連携
- ・国民の権利・利益の救済に係る手続き
- ・警報及び避難の指示等
- ・他道府県の避難住民の受入れ
- ・救援
- ・安否情報の収集・提供
- ・武力攻撃災害への対処
- ・被災情報の収集・報告
- ・保健衛生の確保その他の措置
- ・国民生活の安定に関する措置

第4編 復旧等

- ・応急の復旧
- ・武力攻撃災害の復旧
- ・国民保護措置に要した費用の支弁等

第5編 大規模なテロ等(緊急対処事態)への対処

- ・初動対応力の強化
- ・平時における警戒
- ・発生時の対処
- ・大規模テロ等の類型に応じた対処

●国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置の実施にあたり、特に留意すべき事項について、次の基本方針を定めています。

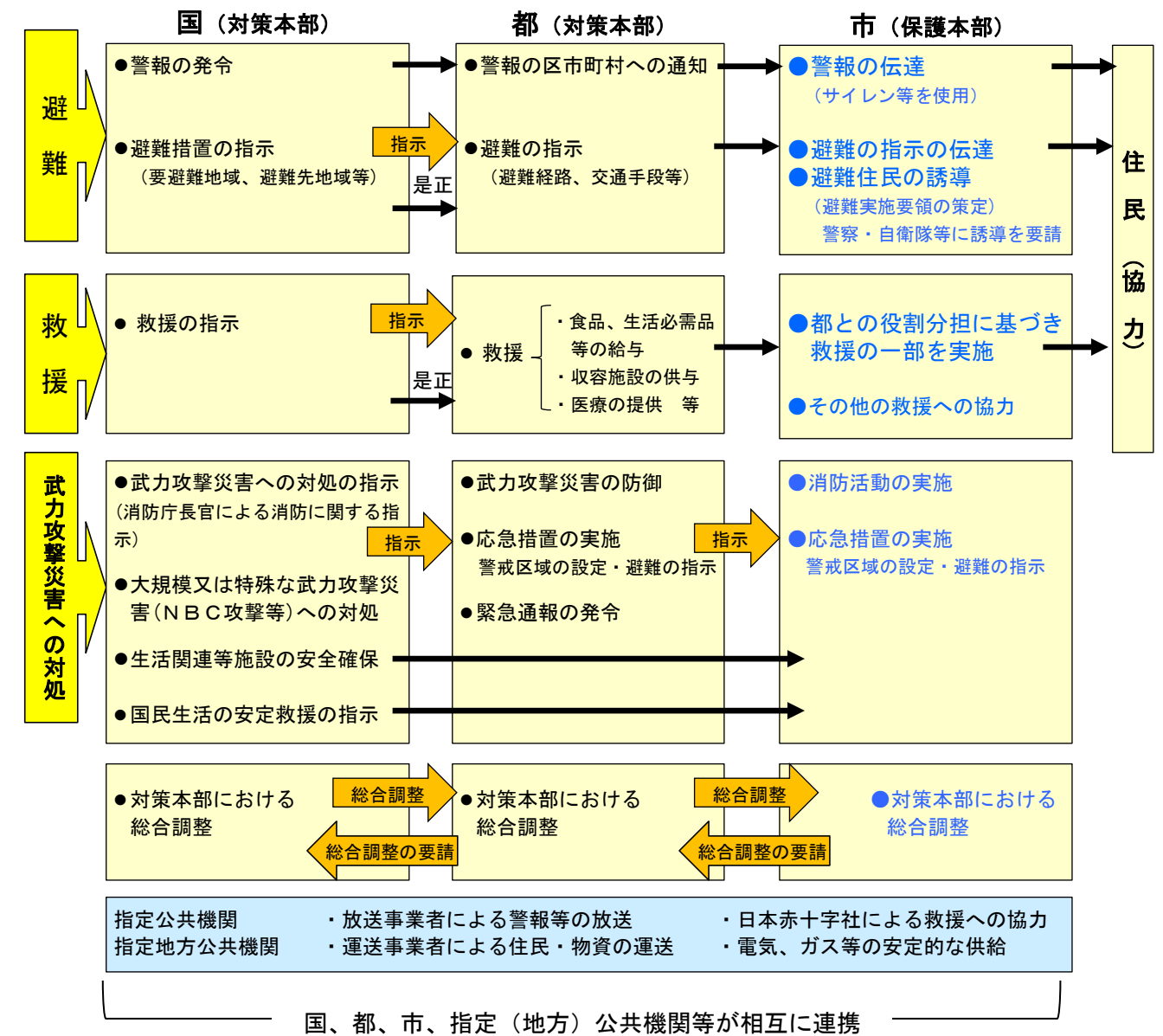
- | | |
|-----------------------------|---------------------------|
| (1) 基本的人権の尊重 | (2) 国民の権利利益の迅速な救済 |
| (3) 国民に対する情報提供 | (4) 関係機関相互の連携協力の確保 |
| (5) 国民の協力 | (6) 要配慮者への配慮及び国際人道法の的確な実施 |
| (7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重 | (8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保 |
| (9) 外国人への国民保護措置の適用 | |

2 国民保護措置の全体のしくみ

国民保護措置における、国、都、市の役割は、次のように定められています。

市は、国及び東京都からの指示等により、避難、避難住民への救援、武力攻撃災害への対処を実施します。

国民保護に関する業務の全体像



●住民・事業所等の協力

国民保護措置の実施には、住民や事業所等の協力が必要です。地震や風水害と同様に自分自身で身を守る「自助」、地域で助け合う「共助」に基づきご協力ください。

- 備蓄等の備え
- 避難行動要支援者の避難支援
- 避難所所での運営支援
- 従業員や施設利用者等への情報伝達や避難誘導
- 屋外で事態が起きた場合の施設内への緊急誘導

3 想定する事態

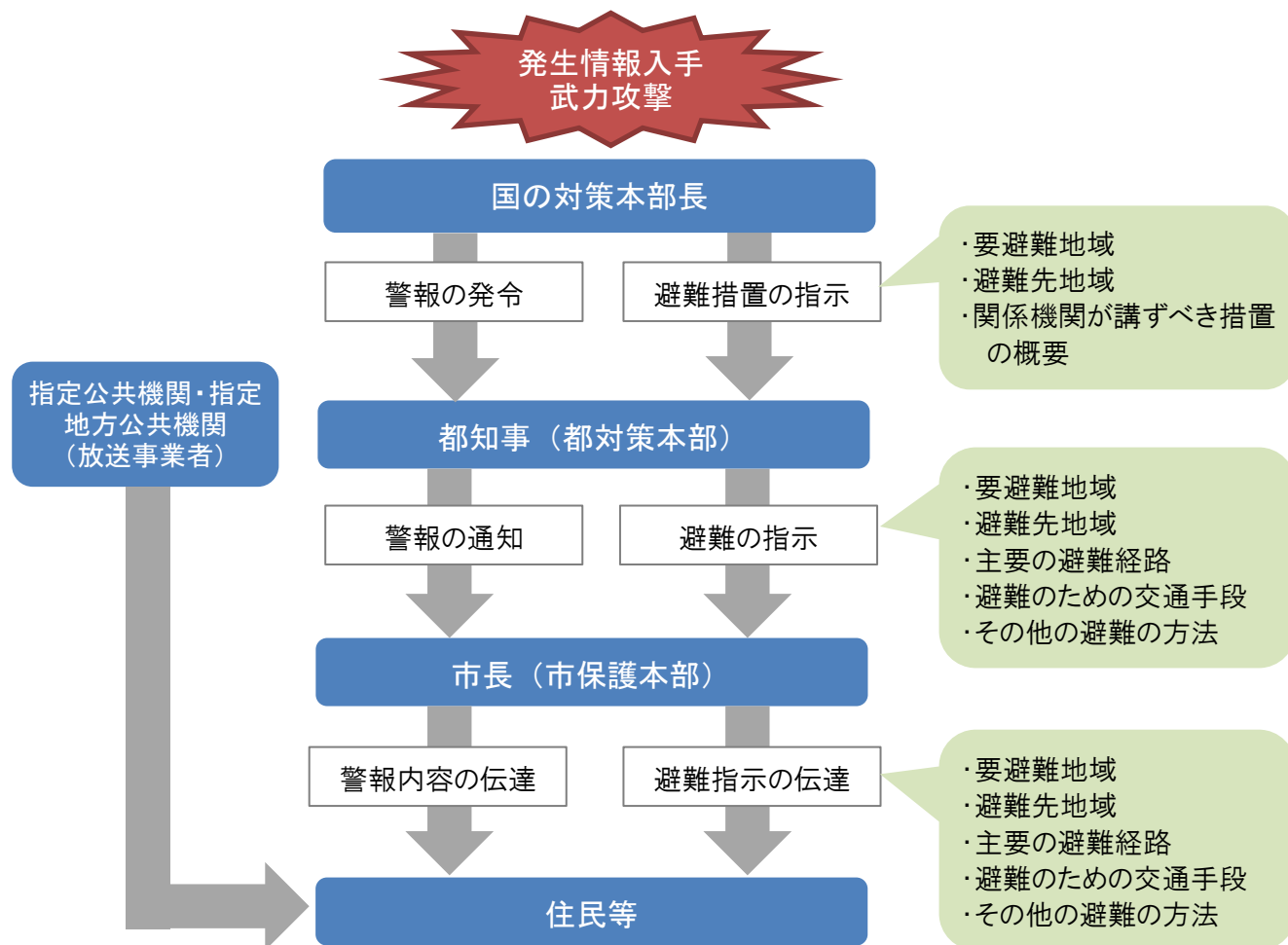
国民保護計画では、「武力攻撃事態」の4類型と、「緊急処理事態」の4類型を想定しています。それぞれの類型において、NBC攻撃(N:核(物質)Nuclear B:生物剤 Biological C:化学剤 Chemical)が行われることも考慮しています。

武力攻撃事態	緊急処理事態
1 着上陸侵攻	1 危険物質を有する施設への攻撃
2 ゲリラや特殊部隊による攻撃	2 大規模集客施設等への攻撃
3 弾道ミサイル 攻撃	3 大量殺傷物質による攻撃
4 航空攻撃	4 交通機関を破壊手段としたテロ

4 武力攻撃等への対処

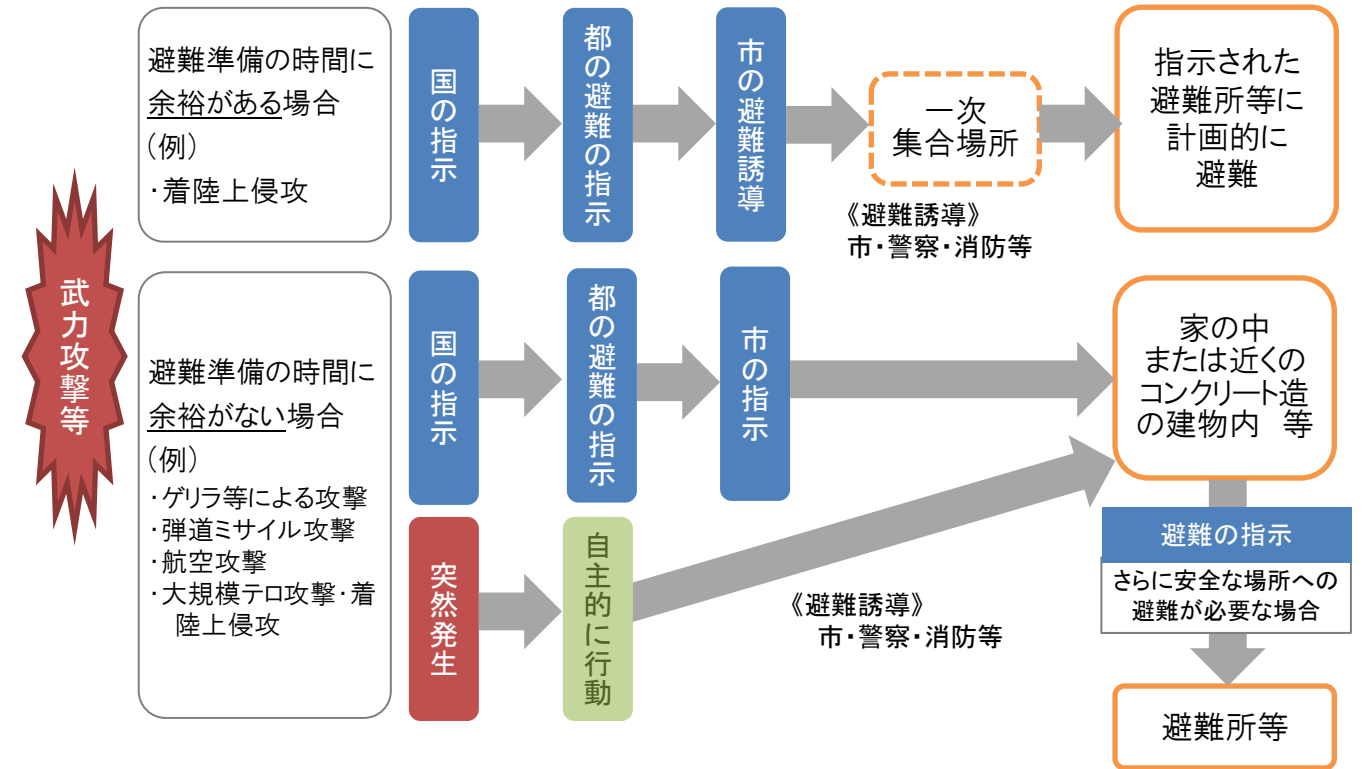
●警報の伝達・通知

市は、国が警報を発令し、都から警報内容の通知を受けた場合、防災行政無線、ホームページをはじめ、市メール配信サービス、市ツイッター、広報車等により、住民に警報内容を伝達します。



●避難住民の誘導等

市は、都からの避難の指示を受けて、警察、消防と協力して、住民の皆さんの避難誘導を行います。



●避難住民の救援

市は、都との役割分担に基づいて、避難所の開設・運営、食品・飲料水・生活必需品の供与、医療の提供等を行います。

●安否情報の収集・提供

市は、避難住民や負傷した住民等の安否情報を、避難住民や医療機関等から収集します。安否情報は、都に報告します。

市は、安否情報の照会窓口や照会方法について、住民に周知し、住民からの照会があった場合は、対象者の同意等に基づき、個人情報の保護に配慮しながら書面にて回答します。

